

特別職の職員等の給与の特例に関する条例第4条第1項  
第3号の規定を適用すべき職員として任命権者が別に定  
める職員を定める訓令

(平成25年8月20日静岡県警察本部訓令第32号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、特別職の職員等の給与の特例に関する条例(平成25年県条例第62号。以下「給与特例条例」という。)第4条第1項第2号の規定に基づき、職の職制上の段階を考慮して給与特例条例第4条第1項第3号の規定を適用すべき職員として本部長が別に定める職員を定めるものとする。

(職の職制上の段階を考慮して給与特例条例第4条第1項第3号の規定を適用すべき職員として本部長が別に定める職員)

第2条 給与特例条例第4条第1項第2号の任命権者が別に定める職員は、職員の任用に関する規則(昭和35年県人委規則6-6)別表(1)及び(2)に規定する第5等職の職に任命されている職員とする。

附 則

この訓令は、平成25年9月1日から施行する。